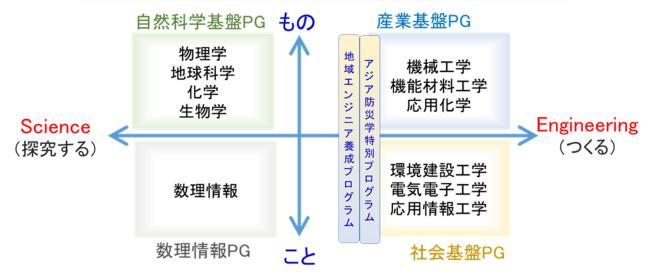
愛媛大学大学院理工学研究科 設置の趣旨等を記載した書類 参考資料 目次

- 資料1 教育基盤プログラムと2特別教育プログラムの関連図
- 資料2 博士前期課程の3ポリシーの相関図 (カリキュラムマップ)
- 資料3 DP と授業科目の対応表(産業基盤プログラム)
- 資料4 DPと授業科目の対応表(社会基盤プログラム)
- 資料 5 DP と授業科目の対応表 (数理情報プログラム)
- 資料 6 DP と授業科目の対応表(自然科学基盤プログラム)
- 資料7 DPと授業科目の対応表(アジア防災学特別プログラム)
- 資料8 DP と授業科目の対応表(地域エンジニア養成プログラム)
- 資料9 博士後期課程の3ポリシーの相関図 (カリキュラムマップ)
- 資料 10 博士後期課程 DP と授業科目の対応表 (アジア防災学特別プログラムを含む)
- 資料 11 産業基盤プログラムの履修モデル
- 資料 12 社会基盤プログラムの履修モデル
- 資料13 数理情報プログラムの履修モデル
- 資料 14 自然科学基盤プログラムの履修モデル
- 資料 15 アジア防災学特別プログラムの履修モデル
- 資料 16 地域エンジニア養成プログラムの履修モデル
- 資料 17 理工学専攻(博士後期課程)の入学から修了までの流れ(履修モデル)
- 資料 18 研究指導体制 (博士前期課程)
- 資料 19 研究指導体制 (博士後期課程)
- 資料 20 博士前期課程の研究指導のスケジュール
- 資料 21 博士後期課程の研究指導のスケジュール
- 資料 22 国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程
- 資料23 基礎となる学部との関係
- 資料 24 愛媛大学大学院学則
- 資料 25 国立大学法人愛媛大学教員規程

理工学専攻の4教育基盤プログラム及び2特別教育プログラム

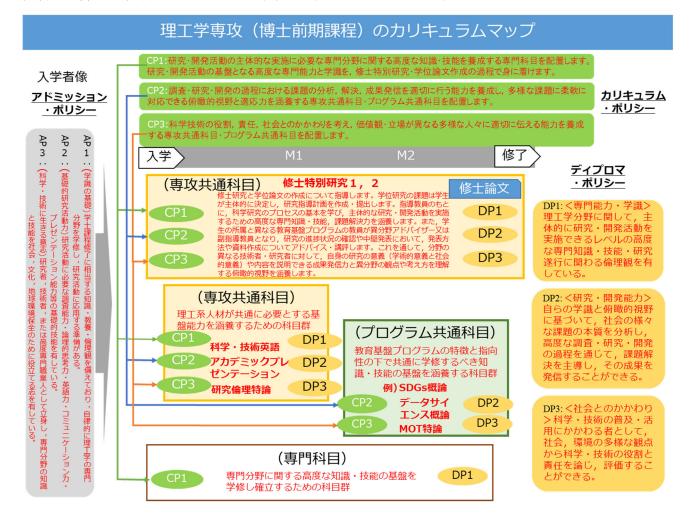


修士の学位:

□4教育基盤プログラム

産業基盤プログラム 修士(工学), 社会基盤プログラム 修士(工学) 数理情報プログラム 修士(数理情報学), 自然科学基盤プログラム 修士(理学)

□ 2 特別教育プログラム アジア防災学特別プログラム 修士 (工学) 地域エンジニア養成プログラム 修士 (工学)



資料3 DP と授業科目の対応表(産業基盤プログラム)

		産業基盤プログラム	DP1: 〈専門能力・学識〉 機械工学・機能材料工学・応用化 学分野に関して、主体的に研究・開 発活動を実施できるレベルの高度な 専門知識・技能・研究遂行に関わる 倫理観を有している。		DP3: <社会とのかかわり> 科学・技術の普及・活用にかかわる 者として、社会、環境の多様な観点 から科学・技術の役割と責任を論 じ、評価することができる。
車		研究倫理特論	0		©
攻 共 通	Σ ŧ	科学·技術英語	0	0	
通 科	1	アカデミックプレゼンテーション		0	0
E		修士特別研究1,2	0	0	0
	IV	データサイエンス概論	0	0	0
	科日	SDGs概論	0	©	©
	目 群	リーダーシップの理論と実践		©	0
	A	プロジェクトマネジメント概論		©	0
		MOT特論		0	0
		ものづくり工学特論1(機械工学 特別講義1)	0	0	©
		ものづくり工学特論2(機械工学 特別講義2)	0	0	©
プロ	科 目	ものづくり工学特論3(機能材料工学ゼミナール)	0	©	©
グ ラ	群 B	ものづくり工学特論4(金属資源 循環工学特論)	0	©	0
ム 共		ものづくり工学特論5(応用化学の 最先端1)	0	©	0
通 科		ものづくり工学特論6(応用化学の 最先端2)	0	©	0
目		知的財産権特論		©	©
		センシングと応用	0	0	0
	科	インターンシップ		©	0
	日日	安全衛生管理概論		0	©
	目群	化学物質管理の基礎知識		0	0
	C	DS/AI活用PBL演習1	0	©	0
		DS/AI活用PBL演習2	0	©	0
		応用数学特論1A, 1B	©		
		応用数学特論2A, 2B	0		
専門科目			0	0	0

資料4 DP と授業科目の対応表(社会基盤プログラム)

		社会基盤プログラム	DP1: 〈専門能力·学識〉 環境建設工学・電気電子工学・応 用情報工学分野に関して、主体的 に研究・開発活動を実施できるレベ ルの高度な専門知識・技能・研究遂 行に関わる倫理観を有している。	DP2: <研究・開発能力> 自らの学識と俯瞰的視野に基づいて、社会の様々な課題の本質を分析し、高度な調査・研究・開発の過程を通じて、課題解決を主導し、その成果を発信することができる。	DP3: <社会とのかかわり> 科学・技術の普及・活用にかかわる者として、社会、環境の多様な観点から科学・技術の役割と責任を論じ、評価することができる。
		研究倫理特論	0		0
j	女 も	科学·技術英語	0	0	
道 和	<u> </u>	アカデミックプレゼンテーション		0	0
l E		修士特別研究1,2	©	0	0
	7.1	データサイエンス概論	0	0	0
	科	SDGs概論	0	©	0
	目群	リーダーシップの理論と実践		©	0
	A	プロジェクトマネジメント概論		©	0
		MOT特論		0	0
プ		社会基盤学特論		0	0
	科	新エネルギーと都市デザイン	0	©	©
グ	目	情報通信システム特論	0	©	©
ラ	群	ICT社会論	0		©
ム	В	サイバーセキュリティ特論	0	0	0
共		人工知能概論A	©	0	0
通 科		知的財産権特論	0	0	©
日日		センシングと応用	0	©	0
Н	科	インターンシップ		©	©
	目	安全衛生管理概論		0	©
	群	DS/AI活用PBL演習1	0	©	0
	С	DS/AI活用PBL演習2	0	©	0
		応用数学特論1A,1B	©		
		応用数学特論2A, 2B	©		
専門科目			©	0	0

資料 5 DP と授業科目の対応表(数理情報プログラム)

		数理情報プログラム	DP1: 〈専門能力·学識〉 数学·数理情報·コンピュータ科学の 分野に関して、主体的に研究·開発 活動を実施できるレベルの高度な専 門知識·技能·研究遂行に関わる倫 理観を有している。	て, 社会の様々な課題の本質を分析し, 高度な調査・研究・開発の過	DP3: <社会とのかかわり> 科学・技術の普及・活用にかかわる者として、社会、環境の多様な観点から科学・技術の役割と責任を論じ、評価することができる。
草		研究倫理特論	0		©
±	X ŧ	科学·技術英語	0	0	
ジ ナ 通 和 目	恒	アカデミックプレゼンテーション		0	0
E	Ì	修士特別研究1,2	0	0	0
		数理情報基礎	0	0	0
	基	応用数学基礎	0	0	0
	_ 盤 科	プログラミング基礎	0	0	0
プロ	目	SDGs概論	0	0	0
グ		MOT特論		0	0
ラム		数理情報セミナーA		©	0
共		数理情報セミナーB			
通	実	数理情報セミナーC			
科 目	践科	数理情報セミナーD			
	目	DS/AI活用PBL演習1	0	0	0
		DS/AI活用PBL演習2	0	0	0
		インターンシップ		0	0
専門科目			©	0	0

資料 6 DP と授業科目の対応表 (自然科学基盤プログラム)

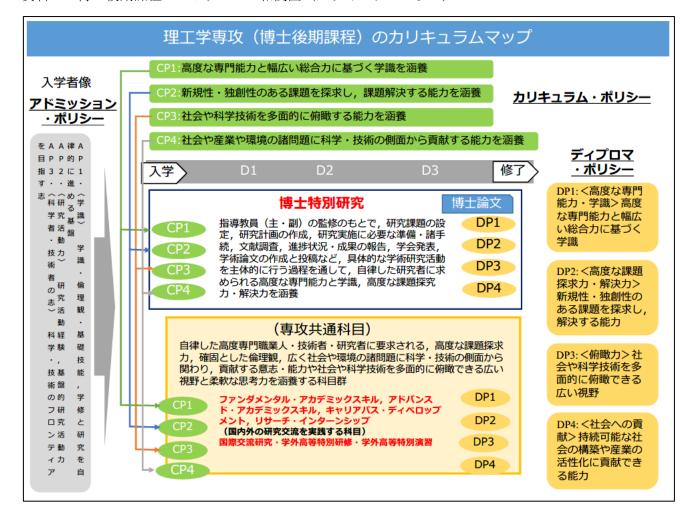
	自然科学基盤プログラム	DP1: <専門能力・学識> 自然科学の分野に関して、主体的に研究・開発活動を実施できるレベルの高度な専門知識・技能・研究遂行に関わる倫理観を有している。	DP2: <研究・開発能力> 自らの学識と俯瞰的視野に基づい て、社会の様々な課題の本質を分 析し、高度な調査・研究・開発の過 程を通じて、課題解決を主導し、そ の成果を発信することができる。	DP3: <社会とのかかわり> 科学・技術の普及・活用にかかわる 者として、社会、環境の多様な観点 から科学・技術の役割と責任を論 じ、評価することができる。
専	研究倫理特論	0		©
攻共	科学·技術英語	0	©	
通 科	アカデミックプレゼンテーション		0	0
目	修士特別研究1,2	0	0	0
	化学物質管理の基礎知識	0		0
	実験・フィールドワークの安全衛生	0		0
	データサイエンス概論	0	©	©
プ	SDGs概論	0	0	0
	知的財産権特論	0	0	©
グ	高等セミナーA			
ラム	高等セミナーB	©	©	0
共通	高等セミナーC	0		
通 科	高等セミナーD			
目	国際学術セミナー		0	0
	学外特別研修1	0	0	
	学外特別研修2	O	0	0
	インターンシップ		0	0
専門科目		0	0	0

資料7 DP と授業科目の対応表 (アジア防災学特別プログラム)

	アジア防災学特別プログラム	DP1: 〈専門能力·学識〉 発展途上国における自然災害の減災・防災に関して、主体的に研究・開発活動を実施できるレベルの高度な専門知識・技能・倫理観を有している。	DP2: <研究・開発能力> 自らの学識を基盤に、社会の様々な 課題の本質を分析し、高度な調査・ 研究・開発の過程を通じて、課題解 決の主導、発信をすることができる。	DP3: <社会とのかかわり・貢献> 科学・技術の普及・活用にかかわる 者として、社会、文化、地球環境の 観点から科学・技術の役割と責任を 論じ、評価することができる。
専	研究倫理特論	0		©
攻共	科学·技術英語	0	©	
通 科	アカデミックプレゼンテーション		0	0
目	修士特別研究1,2	0	0	0
	防災·減災工学	0		0
	社会基盤デザイン原理	©		
	実践アセットマネジメント	©	0	
	固体数値シミュレーション	©		
	環境動態シミュレーション	©		0
	新エネルギーと都市デザイン	0	©	©
	生物多様性と人間活動	©		0
	行動科学論	©	0	0
専	システム工学論	©		
門	地域マネジメント論	©	0	0
科	公共ガバナンス論	©	0	0
目	燃焼工学	©		
	材料強度学	©		
	現代制御理論	0		
	分散処理システム特論	©		
	インターンシップ		©	©
	アジア防災学セミナーA	©	0	0
	アジア防災学セミナーB	©	0	0
	アジア防災学特別実験・実習	©	0	0

資料8 DP と授業科目の対応表(地域エンジニア養成プログラム)

		地域エンジニア養成プログラム	DP1: <専門能力・学識> 地域の技術系産業分野に関して、 主体的に研究・開発活動を実施で きるレベルの高度な専門知識・技 能・研究遂行に関わる倫理観を有し ている。	DP2: <研究・開発能力> 自らの学識と俯瞰的視野に基づいて、社会の様々な課題の本質を分析し、高度な調査・研究・開発の過程を通じて、課題解決を主導し、その成果を発信することができる。	DP3: <社会とのかかわり> 科学・技術の普及・活用にかかわる者として、社会、環境の多様な観点から科学・技術の役割と責任を論じ、評価することができる。
卓		研究倫理特論	0		©
马	女 も	科学·技術英語	0	0	
道 和	<u> </u>	アカデミックプレゼンテーション		0	0
E		修士特別研究1,2	©	©	0
産	マ	データサイエンス概論	0	0	0
業基	ネ	SDGs概論	0	0	0
盤盤	ジ	インターンシップ		0	0
· ·	×	安全衛生管理概論		0	0
社会	ン	化学物質管理の基礎知識		0	©
基	-	リーダーシップの理論と実践		©	0
盤	基	プロジェクトマネジメント概論		©	0
共通	礎	MOT特論		0	©
科	科目	応用数学特論1A, 1B	©		
目	п	応用数学特論2A, 2B	©		
	基フ	センシングと応用	©	0	0
	礎し、イ	地域産業工学概論	©	0	0
	科	工場見学1	0	©	0
	目ル	工場見学2	0	©	0
専	自	信頼性工学概論	©	0	0
門	ン 己 科 デ	安全工学概論	©	0	0
科	目ザ	自動制御概論	©		
目	1	船舶海洋工学概論	©		
	実	地域連携プロジェクト研究1	0	0	0
	践 科	地域連携プロジェクト研究2	0	0	0
	Į I	地域産業インターンシップ		0	0



資料 10 博士後期課程 DP と授業科目の対応表 (アジア防災学特別プログラムを含む)

			DP2: < 高度な課題探求力・解決力> 新規性・独創性のある課題を探求し、 解決する能力	DP3:<俯瞰カ> 社会や科学技術を多面的に 俯瞰できる広い視野	DP4:<社会への貢献> 持続可能な社会の構築や産 業の活性化に貢献できる能力
	ファンダメンタル・アカデミックスキル	0		©	0
専	アドバンスド・アカデミックスキル	0		©	0
攻	キャリアパス・ディベロップメント		0	0	0
共通	リサーチ・インターンシップ		0	0	0
科	学外高等特別演習	0	0	0	0
目	学外高等特別研修	0	0	0	0
	国際交流研究	0	0	0	0
専門 科目	博士特別研究	©	©	0	0

産業基盤プログラムの入学から修了までの流れ(履修モデル)



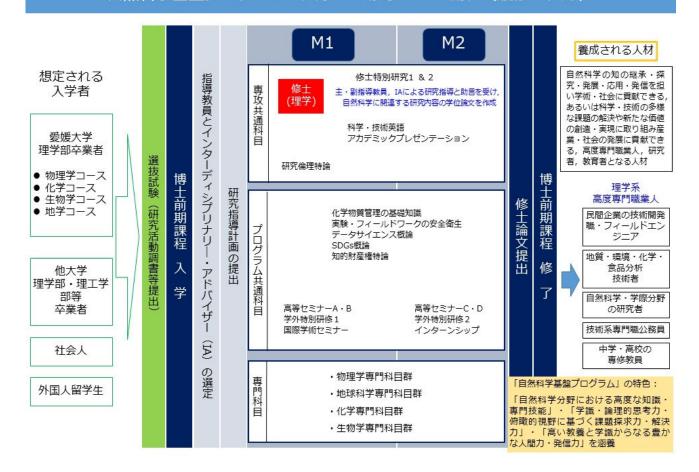
社会基盤プログラムの入学から修了までの流れ(履修モデル)



数理情報プログラムの入学から修了までの流れ(履修モデル)



自然科学基盤プログラムの入学から修了までの流れ(履修モデル)



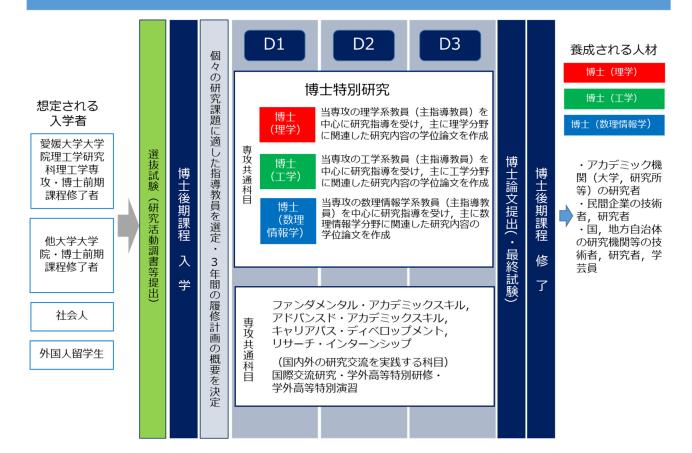
資料 15 アジア防災学特別プログラムの履修モデル



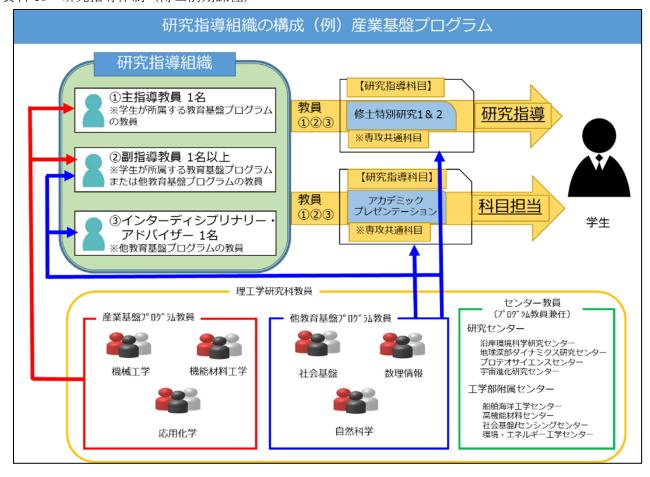
地域エンジニア養成プログラムの入学から修了までの流れ(履修モデル)



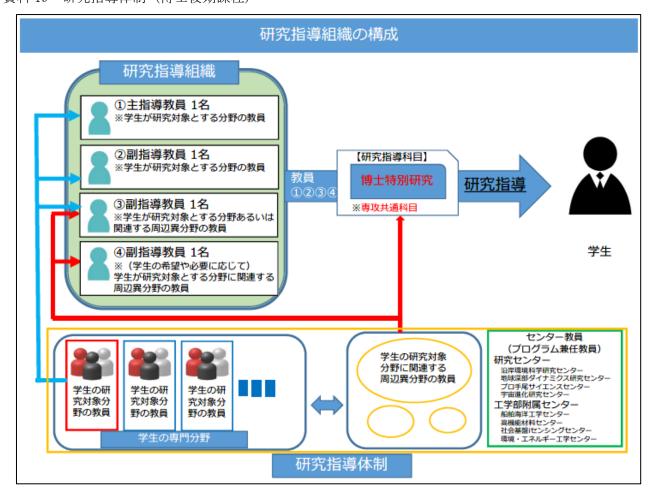
理工学専攻(博士後期課程)の入学から修了までの流れ(履修モデル)



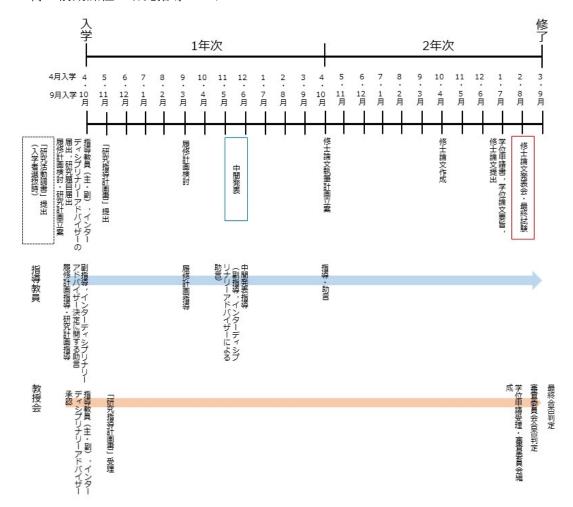
資料 18 研究指導体制 (博士前期課程)



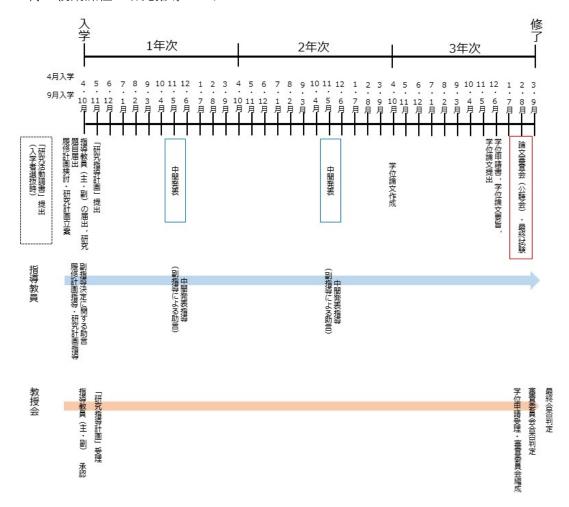
資料 19 研究指導体制 (博士後期課程)



資料 20 博士前期課程の研究指導のスケジュール



資料 21 博士後期課程の研究指導のスケジュール



国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程

平成27年6月10日 規則 第 98 号

第1章 総則

第2章 不正防止のための体制

第3章 告発の受付

第4章 関係者の取扱い

第5章 事案の調査

第6章 不正行為等の認定

第7章 措置及び処分

第8章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」及び「科学研究における健全性の向上について(回答)(平成27年3月6日日本学術会議)」に定めるもののほか、「愛媛大学の科学研究における行動規範」(平成18年6月14日教育研究評議会決定)に基づき、国立大学法人愛媛大学(以下「本学」という。)における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 研究活動上の不正行為
 - ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造(存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。)、改ざん(研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。)又は盗用(他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。)
 - イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念 に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
 - (2) 研究者等

本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究 に携わる者

(3) 部局等

国立大学法人愛媛大学基本規則に定める教育研究組織

(研究者等の責務)

- 第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、 また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 研究資料等の保存期間は、当該論文発表後、資料(文書、数値データ、画像など)については、10年間、試料(実験試料、標本)や装置など「もの」については、5年間、保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 学術を担当する理事は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体 を総括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置 を講じるものとする。

(部局等責任者)

- 第5条 部局等の長は、当該部局等における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関す る責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。 (研究倫理教育責任者)
- 第6条 学術を担当する理事は、部局等における研究倫理教育について実質的な責任と権限を有する者として、別表第1のとおり研究倫理教育責任者を置くものとする。
- 2 研究倫理教育責任者は、当該部局等に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(研究活動における不正行為防止対策委員会の設置)

- 第7条 本学に、研究者等による不正行為を防止するため、研究活動における不正行為防止対策委員会(以下「研究不正対策委員会」という。)を置く。
- 2 研究不正対策委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究者等の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他研究倫理に関する事項
- 3 研究不正対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学術を担当する理事
- (2) 先端研究·学術推進機構副機構長
- (3) 統括研究コーディネーター
- (4) 科学研究における行動規範について専門知識を有する者 1人

- (5) 法律の知識を有する外部有識者 1人
- (6) その他委員長が必要と認めた者
- 4 前項第4号から第6号までの委員は、委員長が推薦し、学長が委嘱する。
- 5 第3項第4号から第6号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 研究不正対策委員会に委員長を置き、学術を担当する理事をもって充てる。
- 7 委員長は、研究不正対策委員会を招集し、その議長となる。
- 8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 9 研究不正対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
- 10 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
- 11 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

- 第8条 研究活動上の不正行為に関する本学内外からの告発又は相談(以下「通報」という。)を受け付けるため、総務部に「通報窓口」及び通報窓口担当者を置く。
- 2 通報に関する業務を総括するため、通報処理責任者を置き、総務を担当する理事、副 学長又は学長特別補佐をもって充てる。

(告発の受付体制)

- 第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して告発を行うことができる。
- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は 研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示 され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 通報処理責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、研究不正対策 委員会の委員長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 通報窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び研究不正対策委員会の委員長に報告するものとする。学長は、当該告発に関係する部局等の長に、その内容を通知するものとする。
- 5 通報窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、研究不正対策委員会の委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

- 第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当 の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとす る。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不 正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、学長及び研究不正対策委員会の 委員長に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、学長又は研究不正対策委員会の委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口の職員の義務)

- 第11条 告発の受付に当たっては、通報窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発 者の保護を徹底しなければならない。
- 2 通報窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

- 第12条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 学長及び研究不正対策委員会の委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及 び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外 部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 学長又は研究不正対策委員会の委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長、研究不正対策委員会の委員長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第13条 部局等の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化 や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利 益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従っ

て、その者に対して処分を科すことができる。

4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に 当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益 な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第14条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合 は、関係諸規程に従って、その者に対して処分を科すことができる。
- 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の 研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者 に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第15条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発 者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、 懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 学長は、前項の処分が科されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、 その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

- 第16条 第9条に基づく告発があった場合又は研究不正対策委員会の委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、研究不正対策委員会の委員長は予備調査 委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、研究不正対策委員会の委員長が当該委員会の議を経て指名する。
- 3 予備調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験試料等を保 全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第17条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として 調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

- 第18条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起 算して30日以内に、予備調査結果を研究不正対策委員会に報告する。
- 2 研究不正対策委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか 否かを決定する。
- 3 研究不正対策委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発 者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 研究不正対策委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 研究不正対策委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研 究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第19条 研究不正対策委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織し、委員の過半数は、本学に 属さない外部有識者で構成しなければならない。
- (1) 学術を担当する理事
- (2) 研究不正対策委員会の委員長が当該委員会の議を経て指名した有識者 若干人
- (3) 法律の知識を有する外部有識者 若干人
- (4) その他学長が必要と認めた者
- 3 前項の調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でな ければならない。
- 4 第2項第2号から第4号までの委員は、学長が委嘱する。
- 5 調査委員会に委員長を置き、学術を担当する理事をもって充てる。
- 6 調査委員会の委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 7 調査委員会の委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 8 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 9 議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、議長が必要と認めたときは、出席者の3分の2以上をもって決することができる。

(本調査の涌知)

- 第20条 研究不正対策委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名 及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、研究不正対策委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 研究不正対策委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を 審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委 員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第21条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本 調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生 データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものと する。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求める ことができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性 を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとす る。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施 できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協 力しなければならない。

(本調査の対象)

第22条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第23条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動 に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第24条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の 予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分 機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第25条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文 等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することの ないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第26条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関

する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適 正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表 現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなればならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第21条第5項の定める保障を 与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続)

- 第27条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて 告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものと する。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

- 第28条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物 的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否 かの認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第29条 学長は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関 に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

- 第30条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた 日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。た だし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で 悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の例により、 不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員会委員は、第19条第2項及び第3項に準じて、学長が 委嘱する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと 決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、 その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認 定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の 不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学 長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとす る。
- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から 不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係 る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をし たときも同様とする。

(再調査)

- 第31条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を 行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長 に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、 先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。た だし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合 は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 学長は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、 被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知 するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも

通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。 (調査結果の公表)

- 第32条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告 発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属 を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、 論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名 ・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・ 所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・ 手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第33条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を 受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措 置を講じることができる。
- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第34条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正 行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費 の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」 という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第35条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下 げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの 意思表示を学長に行わなければならない。

- 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。 (措置の解除等)
- 第36条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置 及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 第37条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を科すものとする。
- 2 学長は、前項の処分が科されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、 その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

(処分)

- 第38条 研究不正対策委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとることを勧告するものとする。
- 2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する部局等の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。
- 3 学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部 科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

第8章 雑則

(事務)

第39条 研究活動上の不正行為の防止等に関する事務は、研究支援部において処理する。

(その他)

第40条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止等に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年6月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 愛媛大学科学研究行動規範管理規程(平成18年規則第159号)は、廃止する。

附即

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年1月15日から施行する。

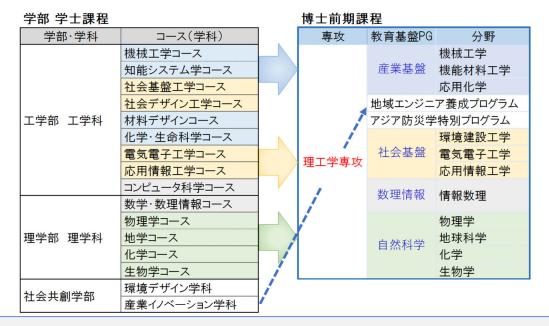
附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

部局等名	研究倫理教育責任者	
法文学部	法文学部長	
教育学部	教育学部長	
社会共創学部	社会共創学部長	
理学部	理学部長	
医学部	医学部長	
医学部附属病院	医学部附属病院長	
工学部	工学部長	
農学部	農学部長	
連合農学研究科		
医農融合公衆衛生学環	医農融合公衆衛生学環長	
教育・学生支援機構		
総合健康センター	教育・学生支援機構長	
四国地区国立大学連合アドミッションセンター		
社会連携推進機構	社会連携推進機構長	
沿岸環境科学研究センター		
地球深部ダイナミクス研究センター		
プロテオサイエンスセンター		
アジア古代産業考古学研究センター		
宇宙進化研究センター	先端研究・学術推進機構長	
学術支援センター		
総合情報メディアセンター		
埋蔵文化財調査室		
国際連携推進機構	国際連携推進機構長	
図書館	図書館長	
教育学部附属幼稚園		
教育学部附属小学校	附属学校担当副学長	
教育学部附属中学校		
教育学部附属特別支援学校		
附属高等学校		
上記以外の国立大学法人愛媛大学基本規則に定める	それぞれの長	
組織		



- ▶ 博士前期課程入学者の90%以上が、愛媛大学理学部・工学部からの進学
- ▶ 教育基盤プログラムの構成は、学部からの進学ルートに配慮、学部コースと分野の連続性を保つ設計
- ▶ 入学志願者, 就職先(修了者採用)企業等に, わかりやすい分野名称・構成
- ▶ 地域エンジニア養成プログラムは、社会共創学部からの進学者も想定

愛媛大学大学院学則

| | 平成16年4月1日 | 規則第 2 号

目次

- 第1章 総則(第1条~第8条)
- 第2章 教員組織(第9条)
- 第3章 収容定員(第10条)
- 第4章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学期間(第11条~第15条)
- 第5章 教育課程等(第16条~第27条)
- 第6章 入学 (第28条~第40条)
- 第7章 休学、留学、退学及び除籍(第41条~第44条)
- 第8章 課程の修了要件及び学位の授与 (第45条~第53条)
- 第9章 教育職員免許(第54条)
- 第10章 賞罰 (第55条・第56条)
- 第 11 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生 (第 57 条~第 61 条)
- 第12章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料 (第62条~第69条)
- 第13章 特別の課程の履修証明(第70条)
- 第14章 雑則(第71条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 愛媛大学大学院(以下「本学大学院」という。)においては、学術の理論及び応用を教授 研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本学大学院は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(点検評価)

- 第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上に資するため、本学大学院の教育及び研究、社会貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究上の目的の公表等)

- 第3条 本学大学院においては、研究科若しくは専攻又は学環(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号。以下「設置基準」という。)第30条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織をいう。以下同じ。)ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。
- 2 本学大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

(課程、専攻)

- 第4条 本学大学院の各研究科の修士課程、教職大学院の課程及び博士課程の別は、次の表の中欄に掲げるとおりとする。ただし、医学系研究科看護学専攻及び理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 2 各研究科に、それぞれ次の表の右欄に掲げる専攻を置く。

研究科	修士課程・教職大学院の課程・博士課程の別	専攻
人文社会科学研究科	修士課程	法文学専攻
		産業システム創成専攻

教育学研究科	修士課程		心理発達臨床専攻
教職大学院の課程		完の課程	教育実践高度化専攻
医学系研究科	博士課程		医学専攻
	博士課程	博士前期課程	看護学専攻
		博士後期課程	看護学専攻
理工学研究科	博士課程	博士前期課程	生産環境工学専攻
			物質生命工学専攻
			電子情報工学専攻
			数理物質科学専攻
			環境機能科学専攻
		博士後期課程	生産環境工学専攻
			物質生命工学専攻
			電子情報工学専攻
			数理物質科学専攻
			環境機能科学専攻
農学研究科	修士課程		食料生産学専攻
			生命機能学専攻
			生物環境学専攻
連合農学研究科	合農学研究科 博士課程		生物資源生産学専攻
			生物資源利用学専攻
			生物環境保全学専攻

備考 連合農学研究科の博士課程は、後期3年のみの博士課程とする。

3 本学大学院の学環の修士課程及び博士課程の別は、次の表に掲げるとおりとする。

学環	修士課程・博士課程の別
医農融合公衆衛生学環	修士課程

(連合農学研究科の教育研究の実施)

第5条 連合農学研究科の教育研究は、愛媛大学(以下「本学」という。)、香川大学及び高知大学の協力により実施するものとする。

(学環の教育研究の実施)

- 第5条の2 学環の教育研究は、本学大学院に置かれる二以上の研究科(以下「連係協力研究科」 という。)との緊密な連係及び協力により実施するものとする。
- 2 学環の連係協力研究科は、次の表に掲げるとおりとする。

学環	連係協力研究科
医典耻人公典怎么必要	医学系研究科
医農融合公衆衛生学環	農学研究科

第6条 削除

(修士課程)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度 の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(教職大学院の課程)

第7条の2 教職大学院の課程は、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び 特別支援学校(以下「小学校等」という。)の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教 員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(博十課程)

第8条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の 高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う ことを目的とする。

第2章 教員組織

(教員組織)

第9条 研究科の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、各研究科ごとに設置基準に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。ただし、教職大学院の課程にあっては、「授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)」とあるのは「授業」と、「設置基準」は「専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)」と読み替えて適用するものとする。

(学環の教員組織)

- 第9条の2 学環の授業及び研究指導は、学環ごとに設置基準に定める資格を有する教員(以下 この条において「有資格教員」という。)が担当し、又は分担するものとする。
- 2 学環に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、第5条の2第2項に規定 する連係協力研究科の有資格教員がこれを兼ねることができるものとする。

第3章 収容定員

(収容定員)

第10条 研究科専攻及び学環の収容定員は、次のとおりとする。

加龙刹,		事功		収容定員		
研究科・学環		専攻	入学定員	総定員		
人文社会科学研究科			人	人		
	法文学専攻		12	24		
	産業システム創	創成専攻	8	16		
	計		20	40		
教育学研究科	心理発達臨床	事 攻	10	20		
	教育実践高度值	化専攻	40	80		
	計		50	100		
医学系研究科	博士課程	医学専攻	30	120		
	博士前期課程	看護学専攻	12	24		
			(2)	(4)		
	博士後期課程	看護学専攻	2	6		
理工学研究科	博士前期課程	生産環境工学専攻	62	124		
		物質生命工学専攻	61	122		
		電子情報工学専攻	59	118		
		数理物質科学専攻	40	80		
		環境機能科学専攻	28	56		
		計	250	500		
	博士後期課程	生産環境工学専攻	6	18		
		物質生命工学専攻	5	15		
		電子情報工学専攻	4	12		
		数理物質科学専攻	4	12		
		環境機能科学専攻	4	12		
		計	23	69		
農学研究科	食料生産学専巧	文	26	52		
			(1)	(2)		
	生命機能学専巧	· 文	23	46		
	生物環境学専巧	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23	46		
			(2)	(4)		
	計		72	144		
			(3)	(6)		

連合農学研究科	生物資源生産学専攻	9	27
	生物資源利用学専攻	4	12
	生物環境保全学専攻	4	12
	計	17	51
医農融合公衆衛生学環		5	10
合	計	476	1, 054

備考

- 1 この表における合計数は、学環の収容定員を除いた数とする。
- 2 医農融合公衆衛生学環の収容定員は、医学系研究科及び農学研究科の収容定員の内数とし、 括弧内の数字をその内訳とする。

第4章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学期間 (学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (学期)

第12条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月7日から9月30日まで

開学記念日 11月11日

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に 休業日を定めることがある。

(標準修業年限)

- 第14条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 医学系研究科医学専攻博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 医学系研究科看護学専攻博士課程及び理工学研究科博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 4 連合農学研究科博士課程の標準修業年限は、3年とする。
- 第15条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第5章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

- 第16条 研究科、専攻及び学環の教育上の目的を達成するために自ら必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し」とあるのは「授業科目を開設し」と読み替えて適用するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させると ともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。 (教育方法)
- 第17条 研究科及び学環の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

(教育方法の特例)

第17条の2 本学大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他

特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。ただし、教職大学院にあっては、「授業又は研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。

(授業の方法)

- 第18条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 第18条の2 教職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に 応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の 適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(履修方法)

- 第 19 条 第 17 条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科又は学環において定める。ただし、教職大学院にあっては、「授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法」とあるのは「授業科目の内容、単位数及び履修方法」と読み替えて適用するものとする。
- 2 学生は、他の研究科、学環及び学部の授業科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属研究科長又は所属学環長を経て、当該研究科長、当該学環長又は当該学部長の許可を 得なければならない。

(単位計算方法)

- 第20条 前条第1項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習は、15 時間から30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号の基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第21条 本学大学院(教職大学院を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を超えないものとし、第 25 条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び第 25 条の 3 第 1 項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。
- 第21条の2 本学教職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学教職大学院に入学した後の本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本 学教職大学院において修得した単位以外のものについては、第25条の2第1項(同条第2項 において準用する場合を含む。)の規定により本学教職大学院において修得したものとみなす 単位数と合わせて本学教職大学院が修了要件として定める46単位以上の単位数の2分の1を

超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第22条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり 計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところに より、学長がその計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項の規定により計画的な履修が認められた者の標準修業年限は、第14条に規定する標準修業年限に、2年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数とする。
- 3 第1項の規定により計画的な履修が認められた者の在学期間は、第14条に規定する標準修業年限の2倍の年数に、2年を超えない範囲で別に定める年数を加えた年数を超えることができない。

(単位の授与)

- 第23条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告により単位を与える。
- 2 単位の認定は、担当教員が行う。

(成績評価基準等の明示等)

- 第24条 各研究科及び学環は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の 授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教職大学院にあっては、 「授業及び研究指導」とあるのは「授業」と読み替えて適用するものとする。
- 2 各研究科及び学環は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、 客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当 該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教職大学院にあっては、「学修の成果及 び学位論文」とあるのは「学修の成果」と読み替えて適用するものとする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

- 第25条 本学大学院(教職大学院を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第25条の3第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第21条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。
- 第25条の2 本学教職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学教職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学教職大学院が修了要件として定める46単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で本学教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第21条の2第1項の規定により本学教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本学教職大学院が修了要件として定める46単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第 25 条の3 本学大学院(教職大学院を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益

と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した 授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものと みなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第25条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとし、第21条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第26条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生を当該大学の大学院又は研究所等に派遣の上、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程(以下「修士課程」という。)の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学大学院、研究科又は学環は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための 組織的な研修及び研究を実施するものとする。ただし、教職大学院にあっては、「授業及び研 究指導」とあるのは「授業」と、「研修及び研究」とあるのは「研修」と読み替えて適用するも のとする。

(連携協力校)

第27条の2 本学教職大学院は、第45条の2第1項に規定する実習その他本学教職大学院の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

第6章 入学

(入学の時期)

- 第28条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中であっても、学期の始めに入 学させることができる。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、入学する学年の9月24日から9月30日までに、次条から第31条までに定める入学の資格を得た者の入学の時期は、10月1日とする。

(修士課程及び教職大学院の課程の入学資格)

- 第29条 修士課程及び教職大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する 者とする。
 - (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準 を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後 に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
- (12) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な 成績で修得したと認めるもの
- (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該 外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得 したと認めるもの
- (14) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(医学系研究科医学専攻博士課程の入学資格)

- 第30条 医学系研究科医学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する 者とする。
 - (1) 大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
 - (9) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。) に4年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
 - (10) 外国において学校教育における 16 年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
 - (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該 外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むも のに限る。)を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(12) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(博士後期課程及び連合農学研究科博士課程の入学資格)

- 第31条 博士後期課程及び連合農学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第32条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類及び 第62条第1項に規定する検定料を添えて学長あてに願い出なければならない。 (入学者の選考)

第33条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。 (入学手続)

第34条 前条の規定による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、第63条第1項に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、第66条の規定により入学料の免除又は第67条の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、入学料免除・徴収猶予申請書の提出をもって入学料の納付に代えるものとする。

(入学許可)

第35条 学長は、前条の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。 (編入学)

- 第36条 他の大学の大学院の学生で本学大学院に編入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会、学環委員会又は研究科教授会(以下「研究科委員会等」という。)の議を経て当該研究科長又は当該学環長が決定する。

(再入学)

- 第37条 本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
- 2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。
- 3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会等の議を経て研究科長又は学環長が決定する。

(編入学等の入学手続等)

第38条 前2条に規定する編入学及び再入学に係る入学の出願及び手続等については、第32条

及び第34条の規定を準用する。

(進学)

第39条 博士前期課程を修了し、引き続き、博士後期課程に進学を志願する者については、研究 科の定めるところにより選考の上、研究科長が進学を許可する。

(入学許可の取消)

第40条 第34条の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学を取り消す。

第7章 休学、留学、退学及び除籍

(休学)

- 第41条 学生が疾病その他の理由により2か月以上修学することができない場合は、研究科長又は学環長の許可を得て休学することができる。
- 2 前項の休学は、1年を超えることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、休学期間の延長を許可することがある。 ただし、休学期間は、連続して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学系研究 科医学専攻博士課程、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては3年を越えること ができない。
- 4 疾病のため修学することが適当でないと認める場合には、研究科長又は学環長は、学長の承認を得て休学を命ずることがある。
- 5 休学期間中にその休学の理由が消滅したときは、研究科長又は学環長の許可を得て復学することができる。
- 6 休学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第14条第1項から第4項までに規定する標準修業年限に算入しない。
- 7 休学した期間は、これを第15条に規定する在学期間に算入しない。
- 8 休学期間は、通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学系研究科医学 専攻博士課程にあっては4年、博士後期課程及び連合農学研究科博士課程にあっては3年を超 えることができない。

(留学)

- 第42条 学生が外国の大学の大学院へ留学する場合については、学則第42条第1項の規定を準用する。この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」又は「学環長」と読み替えるものとする
- 2 前項の規定により留学した期間は、第 14 条に規定する標準修業年限及び第 15 条に規定する 在学期間に算入するものとする。

(退学)

第43条 学生が退学しようとするときは、研究科長又は学環長を経て学長の許可を得なければならない。

(除籍)

- 第44条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長が除籍する。
 - (1) 第15条に規定する在学期間を超えた者又は第41条第8項に規定する休学期間を超えてな お復学できない者
 - (2) 長期にわたり行方不明の者
 - (3) 授業料の納付の義務を怠る者
 - (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

第8章 課程の修了要件及び学位の授与

(課程の修了要件)

第45条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、各研究科又は学環の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただ

- し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 第45条の2 教職大学院の課程の修了要件は、本学教職大学院に2年以上在学し、46単位以上 (高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的とし て小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。 ただし、在学期間に関しては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であっ て、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法に より教育を行う場合において、教育上の必要があるときは、学生の履修上の区分に応じ、1年 以上在学すれば足りるものとする。
- 2 教職大学院の課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員 としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習によ り修得する単位の一部を免除することができる。
- 第46条 医学系研究科医学専攻博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、研究科の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 医学系研究科看護学専攻博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科の定めるところにより14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。
- 第47条 理工学研究科博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科の定めるところにより12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。
- 第48条 連合農学研究科博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科の定めるところにより12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程における2年の在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする
- 第49条 修士課程において優れた業績を上げ、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に入学した場合の修了要件は、第46条第2項、第47条及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間」とあるのは「修士課程の在学期間」と読み替えて、第46条第2項、第47条又は前条の規定を適用する。
- 2 第 31 条第2号から第8号までに規定する者が博士後期課程又は連合農学研究科博士課程に 入学した場合の修了要件は、第 46 条第2項、第 47 条及び前条のただし書中「修士課程における2年の在学期間を含め3年以上」とあるのは「1年以上」と読み替えて、第 46 条第2項、第 47 条又は前条の規定を適用する。

(在学期間の短縮)

第49条の2 修士課程、教職大学院の課程及び博士課程(博士後期課程及び連合農学研究科博士課程を除く。)は、第21条及び第21条の2の規定により、当該課程に入学する前に修得した単位(第29条及び第30条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程及び教職大学院の課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位論文)

第50条 修士課程及び博士課程における最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 学位論文及び最終試験の合否は、研究科委員会等において審査し、決定する。 (学位)
- 第51条 本学大学院の課程を修了した者には、博士、修士又は教職修士(専門職)の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第52条 前条に定めるもののほか、学位規則(昭和28年文部省令第9号)の定めるところにより、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

(学位の授与に関する規程)

第53条 前8条に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

第9章 教育職員免許

(教育職員免許)

- 第 54 条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、教育職員免許状を受ける資格を得ることができる。
- 2 前項の規定に基づく資格を得た者が受けることのできる研究科及び専攻ごとの教育職員免許 状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第10章 賞罰

(表彰)

- 第55条 学生で表彰に値する業績又は行為があるときは、学長がこれを表彰する。
- 2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

- 第56条 本学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者があるときは、研究科長又は学環長の申出に基づき国立大学法人愛媛大学教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。
- 2 懲戒は、退学、停学及び戒告の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に限り、これを行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当の理由がなくて出席が常でなく成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学が3か月以上にわたるときは、その期間は、第14条第1項から第4項までに規定する標準修業年限に算入しない。

第 11 章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学 生

(研究生)

- 第57条 特定事項について本学大学院(教職大学院を除く。)において研究することを志願する 者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として 研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
- 2 本学大学院の研究生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる課程ごとに当該各号に定める者とする。
 - (1) 修士課程及び博士前期課程

修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者

(2) 博士課程及び博士後期課程

博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認めた者

3 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

(科目等履修生及び聴講生)

- 第57条の2 本学大学院(教職大学院を除く。)の授業科目中、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科及び学環の授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として研究科長又は学環長の申出に基づき学長が入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生及び聴講生の入学の時期は、毎学期の始めとし、その在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、在学期間を更新することができる。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第23条の規定を準用する。 (特別聴講学生)
- 第58条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修する ことを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として研 究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。

(研究生等に関する規程)

- 第59条 研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。 (特別研究学生)
- 第60条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、本学大学院(教職大学院を除く。) において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究科長又は学環長の申出により学長が入学を許可することがある。 (外国人留学生)
- 第61条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院(教職大学院を除く。)に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、研究科長又は学環長の申出に基づき、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生については、第10条に規定する収容定員の定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第12章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

- 第62条 検定料の額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則(以下「料金規則」という。) に定める額とする。
- 2 受理した検定料は、返還しない。

(入学料)

- 第63条 入学料の額は、料金規則に定める額とする。
- 2 受理した入学料は、返還しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、入学料を納付した者が、所定の入学手続き期間内に入学を辞退した場合には、納付した者の申出により、当該入学料相当額を返還する。 (授業料)
- 第64条 学生は、授業料を納付しなければならない。
- 2 授業料の額は、料金規則に定める額とし、次の2期に分けてそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付するものとする。

前期 4月1日から9月23日まで

納付期 4月1日から4月30日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

納付期 9月24日から10月31日まで

- 3 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、 当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。
- 4 授業料を所定の期日までに納付しない者に対しては、登学を停止することがある。
- 5 受理した授業料は、返還しない。
- 6 前項の規定にかかわらず、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付した者で、休学の時期 が前期又は後期に係る授業料の納付期の場合は、納付した者の申出により休学した月の翌月以 降の授業料相当額を返還する。
- 7 第5項の規定にかかわらず、前期及び後期に係る授業料を納付した者が後期に係る授業料の

納付期前に休学(前期に係る授業料の納付期に休学した場合を除く。)又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還する。

(寄宿料)

- 第65条 寄宿舎に入寮した者は、寄宿料を納付しなければならない。
- 2 寄宿料の額は、料金規則で定める額とする。
- 3 受理した寄宿料は、返還しない。

(検定料の免除)

- 第65条の2 特別な事情により検定料を納付することが著しく困難であると認められる者については、検定料を免除することがある。
- 2 検定料の免除の取扱いについては、別に定める。 (入学料の免除)
- 第66条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の全額又は半額を 免除することがある。
 - (1) 本学の大学院に入学する者であって経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、本学が別に定める学力基準を満たす者
 - (2) その他特別な事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者
- 2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

- 第67条 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学料の徴収を猶予する ことがある。
 - (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難である者
 - (2) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者
 - (3) その他やむを得ない事情があると認められる者
- 2 前項の規定により入学料の徴収を猶予する期間は、4月入学者については9月23日まで、9 月入学者については2月末日までとする。
- 3 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料等に係る学則の準用)

- 第 68 条 授業料及び寄宿料の徴収方法並びに免除及び徴収猶予等の取扱いについては、学則第 60 条から第 65 条まで、第 68 条(第 1 項第 3 号を除く。)及び第 69 条の規定を準用する。 (研究生等の検定料、入学料及び授業料)
- 第69条 研究生、科目等履修生及び聴講生は、検定料、入学料及び授業料を納付しなければならない。
- 2 研究生、科目等履修生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、別に 定める。
- 3 国立大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、検定料、入学料 及び授業料を徴収しない。
- 4 国立大学以外の大学(以下「公私立等の大学」という。)又は外国の大学の大学院の学生である特別聴講学生及び特別研究学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。
- 5 前項の規定にかかわらず、本学と公私立等の大学又は外国の大学との間における大学間交流 協定等において授業料が相互に不徴収とされた場合は、当該協定等に基づく特別聴講学生及び 特別研究学生については、授業料を徴収しない。

第13章 特別の課程の履修証明

(特別の課程の履修証明)

第70条 本学大学院は、学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを履修した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとする。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 雑則

第71条 この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し必要な事項は、各研究科及び学環において定める。

附則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に本学に在学する者に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成16年度における教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び学校臨床心理専攻並 びに全研究科の学生の総定員は、第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成16年度
1917011	7	総定員
教育学研究科	学校教育専攻	1 1
	障害児教育専攻	1 0
	教科教育専攻	6 3
	学校臨床心理専攻	9
	計	9 3
全 研 究	科	1, 039

附則

- この学則は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科障害児教育専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成17年3 月31日に同専攻に在学する者が同専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、同専 攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 3 平成17年度の教育学研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

22X(C)(1) (2 C) (2) (3)			
研究科	専攻	平成17年度 総定員	
教育学研究科	学校教育専攻 特別支援教育専攻	1 0	
	特別支援学校教育専修	5	
	特別支援教育コーディネーター専修	6	
	教科教育専攻	6 0	
	学校臨床心理専攻 (従前の専攻)	1 8	
	障害児教育専攻	5	
	計	1 0 4	

附則

この学則は、平成17年7月13日から施行する。

附則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 医学系研究科博士課程の形態系専攻、機能系専攻及び生態系専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。

- 3 理工学研究科博士前期課程の機械工学専攻、電気電子工学専攻、環境建設工学専攻、機能材料工学専攻、応用化学専攻、情報工学専攻、数理科学専攻、物質理学専攻及び生物地球圏科学専攻並びに同研究科博士後期課程の物質工学専攻、システム工学専攻、生産工学専攻及び環境科学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例による。
- 4 平成18年度、平成19年度及び平成20年度の医学系研究科博士課程及び理工学研究科の 学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	事攻	平成18年度	平成19年度	平成20年度
研允科		総定員	総定員	総定員
医学系研究科	【博士課程】			
	医学専攻	3 0	6 0	9 0
	(従前の専攻)			
	形態系専攻	3 0	2 0	1 0
	機能系専攻	3 6	2 4	1 2
	生態系専攻	2 4	1 6	8
理工学研究科	【博士前期課程】			
	生産環境工学専攻	6 0	1 2 0	1 2 0
	物質生命工学専攻	5 7	1 1 4	1 1 4
	電子情報工学専攻	5 7	1 1 4	1 1 4
	数理物質科学専攻	4 0	8 0	8 0
	環境機能科学専攻	2 6	5 2	5 2
	(従前の専攻)			
	機械工学専攻	3 0		
	電気電子工学専攻	2 7		
	環境建設工学専攻	3 0		
	機能材料工学専攻	2 7		
	応用化学専攻	3 0		
	情報工学専攻	3 0		
	数理科学専攻	1 4		
	物質理学専攻	2 8		
	生物地球圈科学専攻	2 4		
	【博士後期課程】			
	生産環境工学専攻	6	1 2	1 8
	物質生命工学専攻	5	1 0	1 5
	電子情報工学専攻	4	8	1 2
	数理物質科学専攻	4	8	1 2
	環境機能科学専攻	4	8	1 2
	(従前の専攻)			
	物質工学専攻	1 0	5	
	システム工学専攻	1 0	5	
	生産工学専攻	1 0	5	
	環境科学専攻	1 6	8	

この学則は、平成18年11月8日から施行する。

附則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成19年9月12日から施行する。

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に連合農学研究科博士課程に在学する者に係る修了要件については、 改正後の第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この学則は、平成21年5月13日から施行する。

附則

この学則は、平成22年2月16日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に法文学研究科人文科学専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける 資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表(第54条第2項関 係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成24年10月10日から施行する。

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科学校教育専攻及び農学研究科生物資源学専攻は、改正後の第4条第2項の規定 にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日 までの間存続するものとし、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等につい ては、なお従前の例による。
- 3 平成28年度の教育学研究科、理工学研究科及び農学研究科の学生の総定員は、改正後の第 10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成28年度
4	等 攻	総定員
教育学研究科	特別支援教育専攻	1 6
	教科教育専攻	5 0
	学校臨床心理専攻	1 8
	教育実践高度化専攻	1 5
	(従前の専攻)	
	学校教育専攻	5
	計	1 0 4
理工学研究科	【博士前期課程】	
	生産環境工学専攻	1 2 2
	物質生命工学専攻	1 1 8
	電子情報工学専攻	1 1 6
	環境機能科学専攻	5 4
農学研究科	食料生産学専攻	2 6
	生命機能学専攻	2 3
	生物環境学専攻	2 3
	(従前の専攻)	
	生物資源学専攻	7 2
	計	1 4 4

この学則は、平成28年5月24日から施行する。

附則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- この学則は、平成30年9月12日から施行し、平成30年7月5日から適用する。 附 則
- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に教育学研究科教科教育専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける 資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表(第54条第2項関 係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 法文学研究科の総合法政策専攻及び人文科学専攻並びに教育学研究科の特別支援教育専攻、 教科教育専攻及び学校臨床心理専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年 3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間存続するものと し、当該専攻の学生に係る教育課程、履修方法、修了、学位等については、なお従前の例によ る。
- 3 令和2年度及び令和3年度の人文社会科学研究科、法文学研究科、教育学研究科及び医学系研究科並びに全研究科の学生の総定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

17 2 2 43 7 2 7 3 0	T		
研究科	専攻	令和2年度	令和3年度
初九行	等 久	総定員	総定員
人文社会科学研究科	法文学専攻	1 2	2 4
	産業システム創成専攻	8	1 6
	計	2 0	4 0
(従前の研究科)	(従前の専攻)		
法文学研究科	総合法政策専攻	1 5	
	人文科学専攻	1 0	
	計	2 5	
教育学研究科	心理発達臨床専攻	1 0	2 0
	教育実践高度化専攻	5 5	8 0
	(従前の専攻)		
	特別支援教育専攻	5	
	教科教育専攻	2 0	
	学校臨床心理専攻	9	
	計	9 9	100
医学系研究科	【博士課程】		
	医学専攻	1 2 0	1 2 0
	【博士前期課程】		
	看護学専攻	2 8	2 4
	【博士後期課程】		
	看護学専攻	2	4
全 研 究 科		1,058	1,052

4 令和2年3月31日に教育学研究科教育実践高度化専攻に在学する者の教育職員免許状を受ける資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、改正後の別表(第54条第2項関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 1 この学則は、令和2年10月21日から施行し、令和2年6月30日から適用する。
- 2 令和2年6月29日に本学大学院に在学する者については、改正後の第21条、第25条、第25条の3及び第49条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- この学則は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度の医学系研究科、農学研究科及び医農融合公衆衛生学環の学生の総定員は、改正 後の第10条の規定に関わらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・学環	専攻	令和4年度 総定員
医学系研究科	【博士課程】	
	医学専攻	1 2 0
	【博士前期課程】	
	看護学専攻	2 4
		(2)
	【博士後期課程】	
	看護学専攻	6
農学研究科	食料生産学専攻	5 2
		(1)
	生命機能学専攻	4 6
	生物環境学専攻	4 6
		(2)
医農融合公衆衛生学環		5

別表(第54条第2項関係)

研究科	専攻	免許状の種類	教科
人文社会科学	法文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、英語
研究科		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、英語
教育学研究科	教育実践高度化専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音
			楽、美術、保健体育、保健、
			技術、家庭、職業、職業指導、
			英語、ドイツ語、フランス
			語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、
			理科、音楽、美術、工芸、書
			道、保健体育、保健、看護、
			家庭、情報、農業、工業、商
			業、水産、福祉、商船、職業
			指導、英語、ドイツ語、フラ
			ンス語、宗教
		特別支援学校教諭専修免許状	
		(聴覚障害者に関する教育の領域)	
		(知的障害者に関する教育の領域)	
		(肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
医学系研究科	毛 港 学 市 化		看護
医子糸研究科 (博士前期課	有護子导攻	高等学校教諭専修免許状 養護教諭専修免許状	有碳
程)		養護教訓导修光計队 	
	生産環境工学専攻	 高等学校教諭専修免許状	工業
	物質生命工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業、理科
程)	電子情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業、情報
15)	数理物質科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学、理科
	数在物質们于守久	高等学校教諭専修免許状	数学、理科
	環境機能科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
農学研究科	食料生産学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
	生命機能学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
	工 即 放	高等学校教諭専修免許状	理科
	生物環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
	工初垛児子导火	同守子仪教副导修允計仏	辰未

国立大学法人爱媛大学教員規程

平成16年4月1日 規則第 6 7

(趣旨)

- 第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学職員就業規則(以下「就業規則」という。) 第3条第3項の規定に 基づき、国立大学法人愛媛大学(以下「大学」という。)の教員の任免、研修等に関し、必要な事項を定める ものとする。 (定義)
- 第2条 この規程で「部局長」とは、副学長(教育職員俸給表 I 適用者に限る。),各学部長、大学院医学系研 究科長,大学院理工学研究科長,大学院農学研究科長,大学院連合農学研究科長,図書館長及び医学部附属病 院長をいう。
- この規程で「校長」とは、附属学校の校長及び園長をいう。
- この規程で「大学教員」とは、大学の教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。),助教及び助手をい 3
- う。 この規程で「附属学校教員」とは、附属学校の副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び 4 講師(常時勤務する者に限る。)をいう。
- この規程で「配置換」とは、所属を変更させることをいう。 (採用及び昇任の方法)
- 第3条 大学教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。
- 2 大学教員の採用及び昇任のための選考の基準は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の審議を経て、 学長が定める。
- 大学教員の採用及び昇任のための選考は、前項の基準により、各学部(理学部、医学部、工学部及び農学部 を除く。)の教授会,大学院医学系研究科教授会,大学院理工学研究科教授会,大学院農学研究科教授会,大 学院連合農学研究科委員会,教育・学生支援機構教育学生支援会議,社会連携推進機構社会連携推進会議, 先端研究・学術推進機構先端研究推進会議,先端研究・学術推進機構学術研究会議又は国際連携推進機構国際連携推進会議(以下「教授会等」という。)において審議し、当該教授会等はその結果を人事委員会に報告 する。
- 人事委員会は、前項の報告の内容について審議する。
- 第3項の教授会等の選考によらない大学教員の採用及び昇任のための選考は、第2項の基準により、人事委 員会において審議する。
- 学長は,前2項に掲げる手続を経て,大学教員の採用及び昇任について選考し,決定する。 附属学校教員の採用及び昇任は,別に定めるところにより,学長が選考し,決定する。
- 部局長及び校長は、別に定めるところにより、学長が選考し、決定する。 (任期を定めた雇用)
- 第4条 大学教員については、任期を定めた雇用を行うことができる。
- 2 前項の雇用に関する必要な事項は、国立大学法人愛媛大学教員の任期に関する規程の定めるところによる。 (配置換及び出向)
- 第5条 就業規則第12条第1項から第4項までの規定に基づき,配置換又は出向(以下この条において「異動」 という。)を命ぜられた大学教員のうち、当該異動に異議がある者は、その理由を付して、書面により学長に 申し立てることができる。
- 前項による申立てがあったときは、申立て理由が正当か否かを評議会において審議するものとする。
- 学長は、前項の審議の結果を受けて、異動の可否を決定するものとする。 (降任,解雇及び解任)
- 第6条 就業規則第11条及び第28条の事由に該当し、降任又は解雇の予告を受けた大学教員のうち、当該処 分に異議がある者は、その理由を付して、学長に申し立てることができる。部局長の解任についても、同様と
- 前項による申立てがあったときは、申立て理由が正当か否かを評議会において審議するものとする。
- 学長は、前項の審議の結果を受けて、処分の可否を決定するものとする。
- 第7条 削除

(定年)

- 第8条 大学教員の定年は、就業規則第22条の規定にかかわらず、満65歳とし、定年に達した日以後におけ る最初の3月31日をもって退職する。
- 第9条 削除

(勤務成績の評定)

- 第10条 附属学校教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長が行う。 (試用期間)
- 第11条 附属学校の教諭の試用期間は、就業規則第9条第1項ただし書きの規定に基づき、1年とする。
- 前項の規定にかかわらず、地方公務員法により正式採用された公立学校の教頭、教諭、養護教諭又は栄養教 諭が交流協定に基づく人事交流により引き続き本学の附属学校教員に採用された場合は、就業規則第9条の規 定は適用しない。
- 第12条 削除
- 削除 第13条
- 第14条 削除

(大学院修学休業)

- 第15条 附属学校の教諭,養護教諭及び栄養教諭は、学長の許可を受けて、3年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。
- 2 大学院修学休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 3 大学院修学休業に関し必要な事項は、別に定める。

(助教及び助手の特例)

第16条 大学の助教及び助手については、評議会の審議を経て、この 規程に規定するものとは別に選考等の 手続方法を定めることができる。

(教員以外の者に対するこの規程の準用)

第17条 附属高等学校の実習助手については、この規程の附属学校教員に関する規定を準用する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年3月8日から施行し、平成18年3月1日から適用する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 本規程施行の前日に教務職員として本学に在職し,引き続き施行日において助手に配置換となった者の定年 は,第8条の規定にかかわらず,満60歳とする。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成22年4月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月10日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月10日から施行する。

附則

この規程は、平成26年6月11日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。